

[共通基準]

大項目	小項目	評価判断基準
製品環境アセスメント	総合評価点	製品環境アセスメントの総合評価点が90点以上であること。ただし、アセスメント小項目に0点が全くないこと。
環境関連法律の遵守	二次電池	(1)小形二次電池(パック)を主電源として使用する機器からの小形二次電池(パック)の取り出しが容易である。
	省エネ法に基づくエネルギー消費効率の表示	(2)省エネ法の対象機器は要求条件を満足した表示を性能表示のあるカタログ及び機器の選定にあたり製造業者等により提示する資料に記載している。
	省エネ法に基づくエネルギー消費効率の値	(3)省エネ法の対象機器は省エネ法で定めるエネルギー消費効率の目標基準値(トップランナー)を満足している。
環境保全性	全廃有害物質	(4)富士通の定める全廃有害物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物)を未含有または目標時期までに全廃。
省資源化	保証履行	(5)国内に販売する製品の製造者の無償保証期間は、6カ月間であること。但し、パーソナル製品は、1年間であること。【電子部品、海外向け製品、顧客仕様品:対象外】
	質量の削減	(6)新製品の全質量は同等機能の従来品と比べ製品全質量又は単位性能あたりの何れかで減少している。
	体積の削減	(7)新製品の体積は同等機能の従来品と比べ外形寸法又は単位性能あたりの何れかで減少している。
	部品点数の削減	(8)新製品の部品点数は従来機種と比較して、部品点数が10%以上、または単位性能当たり30%以上減少していること。
	再生材/再使用部品	(9)製品を構成する部品に、再生材(再生プラスチックや再生マグネシウム合金)または再使用部品を1点以上使用している。
長期使用性	アップグレード性	(10)長期使用を可能にするために拡張構造及び拡張スロットの何れかを1つ以上保有又は装備している。
省エネルギー	国際エネルギースタープログラムの遵守	(11)国際エネルギースタープログラムで定める低電力モードの規制値を満足しており、登録申請していること。
	製品動作時の消費電力削減	(12)製品動作時の消費電力は同等機能の従来品と比べて製品動作時の消費電力平均値、又は、待機時の消費電力値、または、単位性能あたりの消費電力平均値の何れかで減少している。
	節電機能	(13)製品は一定時間使用していない時に消費電力を自動的に小さくする節電機能を保有。
地球温暖化防止	LCA	(14)製品のエネルギー消費量(MJ)および二酸化炭素(CO2)排出量を把握していること。
再資源化	再資源化可能率	(15)製品を構成する再資源化可能部材の使用率は製品の質量に対して75%以上であること。但し液晶ディスプレイ(LCD)ユニットを使用している携帯製品、およびモニタの再資源化可能部材の使用率は製品の質量に対して50%以上であること。【電子部品:対象外】
リサイクル設計	プラスチック部品	(16)質量25g以上の再生容易なプラスチックを90%以上使用している。
		(17)製品を構成する25g以上のプラスチック部品への塗装またはめっきは必要最小限であること。【電子部品:対象外】
マニュアル	-	(18)当社製品固有の社外提出用ドキュメント類(製品カタログ、取扱説明書、保守マニュアルなど)はドキュメント類全体の70%以上に再生紙を使用。かつ表紙などに再生を妨げるプラスチックコーティングをしていない。

[共通基準]

大項目	小項目	評価判断基準
処理・処分の容易性	分離・分解の容易性	(19) 素手及び一般工具によってデバイス、プリント回路板、ケーブル、プラスチック部品、金属部品の単位に質量で90%以上分離・分解できる。
		(20) 製品の解体マニュアルを作成していること。 【電子部品、機器の機密部分:対象外】
	プラスチック部品	(21) 製品を構成する25g以上、かつ平らな部分の面積が200mm <sup>2</sup> 以上のプラスチック部品全てに材料表示があること。(包装材を除く)また、質量や面積に関係なく可能な限り材料表示があること。
	(22) 製品を構成するプラスチック部品に、ポリ塩化ビニル(PVC)を使用していないこと。【ケーブル被覆、塩ビ製絶縁チューブ(電子部品の絶縁材料):対象外】	
情報の開示	-	(23) 回収とリサイクルシステムに関する情報を製品添付書類に記載していること。
包装	省資源化	(24) 包装材は必要最小限の使用量であり従来機器の包装材と比べて5%の減量化、または空間容積率が50%以内である。
	省資源化	(25) 段ボールは、古紙配合率が70%以上のものを使用していること。
	リサイクル設計	(26) 包装箱に使用される全ての紙系材料は再生の妨げになるプラスチック等の貼り合わせ加工を施していないこと。
		(27) プラスチック系緩衝材(発泡プラスチック、エア系プラスチック緩衝材の使用率は、包装材全質量比で10%未満の使用。電子部品、スキャナ、プリンタ、ディスクプレイは20%未満)
		(28) 保護袋は、再生容易プラスチック、または紙を使用していること。
		(29) 包装材プラスチック部品への材料表示は10g以上のプラスチック材料全て、および保護袋全てに材料表示があること。
(30) 包装材を構成するプラスチック材料にポリ塩化ビニル(PVC)を使用しないこと。		